

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に対する意見募集

■意見募集期間：令和7年12月23日（火）から令和8年1月27日（火）まで

■案件番号：145210626

■意見提出数：6件（個人：0件） ※意見提出数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：以下のとおり（受付順・敬称略）

受付	意見提出者
1	ソフトバンク株式会社
2	株式会社NTTドコモ
3	匿名
4	一般社団法人テレコムサービス協会
5	アルテリア・ネットワークス株式会社
6	KDDI株式会社

■ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に対する意見

意 見	考え方	案の 修正
(意見1) 電気通信事業報告規則に基づく第二種負担金算定に係る回線数報告を、当分の間年度末のみ求める方向性について、行政・事業者双方の対応コストの削減に資するものであることから、賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】	(意見1に対する考え方) いただいた御意見については、本意見募集の対象である電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案(以下「本省令案」といいます。)に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見2) ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度に基づく令和8年度の第二種負担金の徴収は令和8年3月分の年1回になることから、第二種負担金の額の算定に必要な回線数等の報告についても、当分の間、年度末の回線数を対象に年1回の報告とすることについて賛同いたします。また、事業者の報告に係る運用コスト等を考慮頂いたことに感謝申し上げます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	(意見2に対する考え方) いただいた御意見については、本省令案に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見3) 本改正は、2026年の第二種負担金の徴収が3月末の回線数報告に基づく1回の徴収のみとなったことを踏まえ、制度の運用コスト低減を目的とし、回線数等の状況報告についても第二種負担金の徴収が生じない月は不要とし、徴収が生じる月のみ報告を求めるものであり、賛同いたします。 なお、本改正前の電気通信事業報告規則では、2026年1月末時点の回線数の状況を2026年3月23日までに報告が求められているものであり、本改正が当該期日までに間に合わない場合、第二種負担金の徴収が発生しない月についても回線数等の状況報告が必要となる理解です。この場合、第二種負担金の徴収において利用されず、また、回線単価算定上も必須とまでは言えないにもかかわらず、回線数等の状況報告を行うという運用コストのみが生じる状況になると考えます。 本改正の趣旨は、前述の通り制度の運用コスト低減を目的とし、第二種負担金の徴収が発生しない月に対する回線数等の状況報告を不要とするものと理解していることから、2026年に行う報告が本改正の附則の通り年度末(2026年3月末)のみの状況報告となるよう、本意見募集後速やかに本改正が施行されることを要望いたします。 また、万が一、本改正が上記期日までに間に合わなかった場合においても、実質的に運用コストのみが生じる状況を回避できるよう、ご配慮いただきたいと思います。 【ソフトバンク株式会社】	(意見3に対する考え方) いただいた御意見の一段目については、本省令案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の二段目以降の部分について、総務省では、本意見募集の結果を踏まえ、令和8年2月27日に電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を公布、施行しております。	無
(意見4) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスの負担金を算定する目的で各事業者に	(意見4に対する考え方) いただいた御意見の冒頭部分については、本省令案に対する	無

報告を求める規定であると認識しておりますので、負担金の徴収対象となる月に限っての報告とする今般の改正に賛同いたします。引き続き、事業者の負担は必要最低限とするようご配慮いただくよう希望します。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】	賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の冒頭以外の部分については、今後の施策の参考として承ります。	
(意見5) 電気通信事業報告規則の一部を改正し、当分の間、回線数等(高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数及び第二種負担金の額の算定に関し必要な事項)についての総務大臣への報告を、毎年度末の状況について翌年度の5月20日までとすることに賛同いたします。 またこれに関連して、第一種負担金の算定に係る電気通信番号数の報告頻度についても、現行の毎月末報告から必要最小限の報告頻度へ見直すことを、今後の適切な機会において検討いただくことを要望いたします。 負担金制度全体の安定的な運用を確保しつつ、総務省・事業者・支援機関等の実務上の課題に柔軟に対応できるよう、今後も適時適切な見直しを要望いたします。 【KDDI株式会社】	(意見5に対する考え方) いただいた御意見の一段目については、本省令案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の二段目以降の部分については、今後の施策の参考として承ります。	無
(意見6) 電気通信事業報告規則改正を通じた通信料金公共料金化と透明性強化の提案 省令案を支持しますが、事業者報告の強化を機に、通信料金を公共料金化し、透明性を本質的に高めるべきです。 報告のデジタル化と内容更新は競争促進として有効ですが、大手寡占による料金高止まりが弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害(地方普及率75% vs 都市90%、総務省2025年データ)。報告強化で透明性が高まるなら、公共料金化(基本プラン月3,000円以下上限設定、シンプルプラン限定)を義務化し、家計負担10-20%軽減を実現してください。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン義務化でMVNO躍進、地方デバイド解消。端末分離と手数料禁止で競争活性化、CO2削減5%も期待できます。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。省令案に反映を求めます。 【匿名】	(意見6に対する考え方) いただいた御意見の冒頭部分については、本省令案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の冒頭以外の部分については、今後の施策の参考として承ります。	無

■ その他の意見

意 見	考え方	案の修正
(意見7) ブロードバンドのユニバーサルサービス制度は、他の事業者が報告する回線数等に基づき負担事業者の負担金額が算定されるパターンが存在しますが、すべての事業者により正確な報告が実	(意見7に対する考え方) いただいた御意見については、今後の施策の参考として承ります。	無

施されない可能性を危惧しており、総務省殿においては、事業者が制度を正確に理解し正確に運用できるような周知および運用の徹底に努めていただくよう強く希望いたします。弊社グループにおいては、所属する団体や関係する事業者との間において制度の理解の浸透に努めているところです。 現在、一部の事業者において、他の事業者に対し、報告規則に定める内容以上の報告を求める事態が発生しており、報告規則上の義務であるとの誤認に基づく対応等、制度の正確な理解および運用を阻害する要因となっていると認識しております。こうした事態を回避するため、事業者からの報告は総務省に一元的に集約し、正確かつ確実な運用を確保していくことが望ましいと考えております。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】	総務省においては、これまでと同様に、今後も引き続き、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第9条(第2号に係る部分に限る)に基づき報告をすべき電気通信事業者に制度を御理解いただけるよう努めてまいります。	
--	--	--

(以上)